建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、

次のとおり公告します。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山 下 真

一 処分をした年月日

令和七年三月五日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許可番

号

株式会社GREEN LEAF

大和高田市東三倉堂町六番一二号

代表取締役 中村辰彦

奈良県知事許可(般一四)第一七三〇二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

令和七年三月十九日から同月二十八日までの十日間

四 処分の原因となった事実

を受けずに建設業を営む者と、 株式会社GREEN LEAFは、 同項ただし書の政令で定める軽微な建設工事以外の工 建設業法第三条第一項に規定する建設業の許可

事に係る下請契約を締結しました。

このことが、 建設業法第二十八条第一項第六号に該当します。